

第10回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

目次

事業報告

企業集団の現況に関する事項

事業の経過及びその成果

財産及び損益の状況

事業年度末日における特定完全子会社の状況

対処すべき課題

主要な事業内容

主要な営業所及び店舗

従業員の状況

主要な借入先の状況

その他企業集団の状況に関する重要な事項

会社の株式に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

監査等委員会の監査報告書

サツドラホールディングス株式会社

上記事項の内容につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

事業報告

(2025年5月16日から
2026年5月15日まで)

企業集団の現況に関する事項

事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年5月16日～2026年5月15日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復が見られました。一方で、物価上昇の継続による個人消費への影響に加え、中東情勢の影響、金融資本市場の変動や米国の通商政策をめぐる動向など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが主に事業を行うドラッグストア業界におきましては、各社の積極出店や品揃え拡大により市場規模が拡大する一方で、業界の垣根を越えた競争の激化や既存企業間の出店競争、M&Aによる寡占化のほか、物価の上昇や実質賃金の減少による節約志向の高まりなど、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは2026年5月期から2028年5月期までを対象期間とする中期経営計画を策定いたしました。本計画では「地域で稼ぐ体制づくり」をテーマに掲げ、「荒利率の改善」「販管費の抑制」「資本効率の改善」「株主還元の強化」の4つを重点施策として推進してまいりました。

「荒利率の改善」としては、プライシング戦略のもと、当社ならではの低価格商品を取り揃えとともに、毎日の暮らしを支える商品を中心に80品目の値下げを実施するなど、お客さまの生活に寄り添った価格設定により、選ばれる店舗づくりと来店動機の向上を図っております。同時に、市場価格との乖離のない適正価格を実現し、不必要な値下げを抑えることで収益性を高め、荒利率の改善に取り組んでおります。また、暮らしの「こちよさ」と「北海道らしさ」を込めた新たなプライベートブランドをリリースし、お客さまが日常的に利用したくなる商品を提供することで、北海道らしさを活かした差別化を図っております。

「販管費の抑制」としては、人件費や資材価格の高騰などの影響を受けるなか、専門部署を設けて業務プロセス改革を進めるとともに、組織横断のDXに取り組み、業務効率化とコスト抑制を進めております。その一環として統合型コラボレーションツールを全社に導入し、これまで分散していた社内コミュニケーションや各種手続を集約しました。本ツールでは、現場の従業員が業務効率化に繋がる仕組みをツール上で構築・運用できる環境を整備しており、導入・開発コストを抑えながら継続的な業務改善サイクルを実現できる体制を構築しております。

「資本効率の改善」としては、事業資源の選択と集中を進めており、当期はドラッグスト

ア店舗1店舗を新規出店するとともに、収益性の低い4店舗を閉店いたしました。また、成長分野では事業ポートフォリオの改善に向け、EC領域の強化を進め、「サツドラ公式オンラインストア」をリニューアルオープンいたしました。同ストアでは、当社の商品に加え、北海道各地の生産者・企業が手がける地元発の逸品も取り扱うことで、オンライン領域における顧客接点の拡大と新たな収益機会の創出を図っております。これらの取り組みを通じて、リアル店舗とECを連携させた相互送客等を進め、低資本でも高収益を実現できる新たな収益モデルの構築に取り組んでおります。

「株主還元強化」としては、1株当たり年間10円を下限とし、将来的には連結配当性向30%を目指し、継続的な配当を実施する方針としております。さらに、コーポレートガバナンスの取組みとして、2025年6月4日の取締役会において取締役の個人別報酬等の決定方針を一部改定し、役員報酬制度を見直しております。経営陣が中長期的な企業価値向上にコミットできるよう、短期業績と中長期的な企業価値向上の両面を意識した報酬設計により、その実効性を高めております。なお、当社は2026年6月19日開催の取締役会において、MBOに伴う公開買付けへの賛同及び応募推奨を決議するとともに、2026年5月期の期末配当は行わないことを決定しております。これらの期末日後の重要事実の詳細につきましては、後記「対処すべき課題」をご参照ください。

また、当社グループは地域との結びつきと持続可能な成長に向けた事業基盤を強みとしており、その象徴である北海道共通ポイントカード「EZOCA」の会員数は230万人を突破し、提携店も350社（1,100店舗）を超えるなど、EZOCA経済圏は拡大を続けております。さらに、2025年7月には、当社4例目となる自治体還元型ポイントカード「ひだかEZOCA」を導入し、買い物金額の一部を町に還元する仕組みにより、「官×民×地元商店街」が連携した持続可能なまちづくり支援の形に取り組んでおります。

以上の結果、売上高は1,005億71百万円（前年同期比 0.4%増、3億96百万円増）、営業利益は14億58百万円（同 12.9%減、2億16百万円減）、経常利益は13億51百万円（同 18.1%減、2億97百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億34百万円（同 43.4%減、3億33百万円減）となりました。

セグメント業績などの概要は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より「アセット事業」について、量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しており、前年同期比につきましては、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

<リテール事業>

主に北海道内でのドミナント化を目指したドラッグストアフォーマット店舗と調剤薬局店舗のチェーン展開に加え、訪日外国人が多く訪れる観光地などでのインバウンドフォーマット店舗の運営を中心に行っております。また、調剤薬局においては、調剤専門薬局の運営に加え、ドラッグストアフォーマット店舗での調剤併設薬局も行っております。

さらに、「サツドラ公式アプリ」を活用したデジタルマーケティングの強化にも取り組んでおり、2022年1月にリリースした同アプリは、累計140万ダウンロードを突破し、日常のお買い物をより便利で楽しくするツールとして、来店頻度の向上や顧客接点の拡大に繋がっております。加えて、2025年10月からは、毎月のお買い物金額に応じてランクが決まる「会員ランクプログラム」を開始し、より継続的に利用いただける仕組みの提供を進めております。

当連結会計年度において、ドラッグストアフォーマットは、商品単価の上昇に加え、ビューティケアカテゴリーが伸長しました。一方で、物価上昇による実質賃金の低下や生活防衛意識の高まりに加えて、消費者の購買行動の多様化もあり、1人あたりの買上点数と客数が減少した結果、ドラッグストアフォーマットの売上高は前年同期を下回りました。

インバウンドフォーマットにつきましては、中国からの渡航自粛要請の影響を受けたものの、インバウンド向けのキャンペーンや送客施策等により、台湾・東南アジア等からのインバウンド需要が堅調に推移し、売上高は前年同期を上回りました。

調剤薬局につきましては、前期に開設した調剤併設薬局の増収効果に加え、医療DX推進体制整備加算の獲得等も寄与し、売上高は前年同期を上回りました。

以上の結果、リテール事業の売上高は984億88百万円（前年同期比 0.0%増、48百万円増）、セグメント利益は、賃金のベースアップ等による人件費の増加に加え、電気料金の上昇や、インバウンド向けキャンペーン等の販促強化のコストが増加した結果、11億21百万円（同 26.8%減、4億10百万円減）となりました。

店舗の出退店の状況につきましては、下表のとおりとなりました。

(出店状況)

店舗区分	フォーマット区分	2025年5月期末	増加	減少	2026年5月期末
ドラッグストア 店舗	ドラッグストア フォーマット	180店舗	1店舗	4店舗	177店舗
	(うち 調剤併設薬局)	(22店舗)	(－)	(－)	(22店舗)
	インバウンド フォーマット	10店舗	－	－	10店舗
調剤専門薬局店舗	調剤専門薬局	9店舗	－	－	9店舗
合計		199店舗	1店舗	4店舗	196店舗

<マーケティング事業>

主に北海道共通ポイントカード「EZOCA」を活用した地域マーケティング事業や決済サービス事業を行っております。当社グループの強みである北海道共通ポイントカード「EZOCA」の会員数は、2025年5月現在、230万人を超えております。決済サービス事業においては、国内キャッシュレス決済が引き続き堅調に推移いたしました。

以上の結果、マーケティング事業の売上高は20億91百万円（前年同期比 7.0%増、1 億36百万円増）、自社決済サービス「EZO Pay」の開発費用が影響した結果、セグメント損失は、12百万円（前年同期はセグメント利益45百万円、57百万円減）となりました。

<アセット事業>

主に不動産の取得、保有、売却及び管理等を行っております。当連結会計年度においては不動産売却案件を実施したことにより、売上高及び利益が増加いたしました。

以上の結果、アセット事業の売上高は2 億4 百万円（前年同期比 229.1%増、1 億42百万円増）、セグメント利益は1 億61百万円（同 －%増、1 億49百万円増）となりました。

（注）セグメント利益の増減率は1,000%以上となるため、「－」と記載しております。

<その他事業>

ユーザー目線での課題解決を目指したPOSアプリケーションなどの開発・販売や当社既存事業とのシナジーや新規事業創出を目指すCVC事業などを行っております。

その他事業の売上高は1億99百万円（前年同期比 35.6%増、52百万円増）、セグメント利益は23百万円（同 59.0%増、8百万円増）となりました。

財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区 分	第 7 期 2023年 5 月期	第 8 期 2024年 5 月期	第 9 期 2025年 5 月期	第 10 期 2026年 5 月期 (当連結会計年度)
売 上 高	87,481	95,520	100,174	100,571
経 常 利 益	327	1,336	1,648	1,351
親会社株主に帰属する当期純利益	87	470	767	434
1 株当たり当期純利益	6円33銭	34円07銭	55円54銭	31円55銭
総 資 産	43,027	44,905	46,194	45,153
純 資 産	8,834	9,240	9,922	10,218
1 株当たり純資産額	632円18銭	659円31銭	711円88銭	733円46銭

(注) 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区 分	第 7 期 2023年 5 月期	第 8 期 2024年 5 月期	第 9 期 2025年 5 月期	第 10 期 2026年 5 月期 (当事業年度)
営 業 収 益	832	857	956	1,083
経 常 利 益	135	155	204	282
当 期 純 利 益	144	132	156	240
1 株当たり当期純利益	10円46銭	9円59銭	11円35銭	17円44銭
総 資 産	9,152	8,966	8,967	8,991
純 資 産	8,600	8,624	8,579	8,697
1 株当たり純資産額	622円71銭	622円88銭	623円51銭	631円14銭

(注) 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社サッポロドラッグストアー	札幌市東区北八条東四丁目 1 番20号	8,095百万円	8,991百万円

対処すべき課題

国内経済の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復が続くことが見込まれる一方で、物価上昇の継続による個人消費への影響に加え、中東情勢の影響、金融資本市場の変動や米国の通商政策をめぐる動向など、依然として先行き不透明な状況が続くものと考えられます。

当社を取り巻く事業環境といたしましては、当社の地元である北海道は、人口減少をはじめとした地域的課題が全国で最も顕著になっている課題先進地域であると認識しております。さらに、当社グループが主に事業を行うドラッグストア業界におきましては、各社の積極出店や品揃え拡大により市場規模が拡大する一方で、M&Aによる業界再編・大型化（上位企業への集中）により、上位企業と競合した際の仕入交渉力や人材獲得力の低下など、業界の垣根を越えた競争激化は否めず、さらに既存企業間の出店競争、物価の上昇や実質賃金の減少による節約志向の高まりなど、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社は、2025年6月20日に、2026年5月期から2028年5月期までを対象期間とする3か年の中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）を公表し、既存事業の磨きこみと3年後の投資拡大を見据え、利益改善と投下資本のコントロールによりROEを10%超とすることを目指しておりました。しかしながら、直近においては、ドラッグストア業界における競争環境の激化やインバウンド需要の下振れ等により客数が想定を下回ったことに加え、売上総利益率の改善施策が想定どおりの効果を発現しなかったこと等から、2026年3月19日付で2026年5月期の通期連結業績予想を下方修正するに至っており、当社の収益構造の見直し、専門人材の確保、DXやシステムへの投資等、全社を挙げての改革が必要になってくるものと認識しております。

このように、本中期経営計画策定時のドラッグストア業界の事業環境や当社が抱える課題について変化が生じており、策定時に想定した前提条件と大きく異なる点があることから、最終年度を見据えた実現可能性が不透明となったため、当社グループの業績等も踏まえ、2026年6月19日付で本中期経営計画を取り下げることにいたしました。

当社は引き続き、ビジョンとして掲げている「ドラッグストアビジネスから地域コネクティッドビジネスへ」の実現に向けて、事業基盤を強化するとともに、地域の皆様をつなぎ、新たな未来を創造する企業を目指してまいります。

また、当社は、2026年6月19日開催の取締役会において、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるテラ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）

による当社が発行する普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社を非公開化することを企図していること並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。さらに、本公開買付けが行われることを踏まえ、2026年5月期の期末配当を行わないことを決定しております。詳細につきましては、2026年6月19日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」及び「2026年5月期の期末配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご覧ください。

（注）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が公開買付けの対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって公開買付けの対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

主要な事業内容（2026年5月15日現在）

当社は、グループ会社の経営管理及びそれに附帯又は関連する業務を行っております。

当社グループは、当社及び連結子会社7社で構成され、ドラッグストアと調剤薬局の運営を行うリテール事業を中心に、共通ポイントカード事業を軸とした地域マーケティング事業や決済サービス事業を行うマーケティング事業、不動産の取得、保有、売却及び管理等を行うアセット事業のほか、その他事業にてPOSアプリケーションなどの開発や販売、CVC（コーポレートベンチャーキャピタル）事業などを行っております。

主要な営業所及び店舗（2026年5月15日現在）

- ① 当 社
 本 社 札幌市東区北八条東四丁目1番20号
- ② 子 会 社
 株式会社サッポロドラッグストアー
 本 社 札幌市東区北八条東四丁目1番20号
 店 舗 196店舗

店舗の分布状況（市町村名及び店舗数）は次のとおりであります。

市 町 村 名	店舗数	市 町 村 名	店舗数	市 町 村 名	店舗数
北 海 道 札 幌 市	69	北 海 道 深 川 市	1	北海道斜里郡斜里町	1
北 海 道 函 館 市	16	北 海 道 富 良 野 市	1	北海道紋別郡遠軽町	1
北 海 道 帯 広 市	5	北 海 道 伊 達 市	1	北海道上川郡清水町	1
北 海 道 小 樽 市	5	北海道石狩郡当別町	2	北海道河西郡芽室町	1
北 海 道 千 歳 市	5	北海道河東郡音更町	2	北海道広尾郡大樹町	1
北 海 道 旭 川 市	4	北海道岩内郡岩内町	2	北海道中川郡幕別町	1
北 海 道 北 見 市	4	北海道檜山郡江差町	2	北海道中川郡池田町	1
北 海 道 恵 庭 市	3	北海道網走郡美幌町	2	北海道足寄郡足寄町	1
北 海 道 北 斗 市	3	北海道標津郡中標津町	2	北海道厚岸郡厚岸町	1
北 海 道 北 広 島 市	3	北海道虻田郡倶知安町	2	北海道釧路郡釧路町	1
北 海 道 江 別 市	3	北海道虻田郡二セコ町	2	北海道白糠郡白糠町	1
北 海 道 稚 内 市	3	北海道虻田郡洞爺湖町	1	北海道余市郡余市町	1
北 海 道 苫 小 牧 市	2	北海道川上郡標茶町	1	北海道利尻郡利尻町	1
北 海 道 釧 路 市	2	北海道川上郡弟子屈町	1	北海道斜里郡小清水町	1
北 海 道 登 別 市	2	北海道夕張郡栗山町	1	北海道網走郡津別町	1
北 海 道 室 蘭 市	2	北海道沙流郡日高町	1	北海道虻田郡留寿都村	1
北 海 道 留 萌 市	2	北海道浦河郡浦河町	1	北海道河西郡中札内村	1
北 海 道 根 室 市	2	北海道日高郡新ひだか町	1	沖 縄 県 豊 見 城 市	2
北 海 道 紋 別 市	2	北海道勇払郡安平町	1	沖 縄 県 那 覇 市	1
北 海 道 滝 川 市	1	北海道白老郡白老町	1		
北 海 道 岩 見 沢 市	1	北海道亀田郡七飯町	1		
北 海 道 網 走 市	1	北海道茅部郡森町	1		
北 海 道 美 唄 市	1	北海道二世郡八雲町	1		
北 海 道 士 別 市	1	北海道久遠郡せたな町	1		
北 海 道 砂 川 市	1	北海道枝幸郡浜頓別町	1		

Creare株式会社

本 社 札幌市東区北八条東四丁目 1 番20号

台湾札幌菓粧有限公司

本 社 中華民國台北市内湖區港墘路185号 2 楼

株式会社リージョナルマーケティング

本 社 札幌市東区北八条東四丁目 1 番20号

事業所 札幌市中央区南二条西五丁目23番 1 号

GRIT WORKS株式会社

本 社 札幌市東区北八条東四丁目 1 番20号

事業所 札幌市東区北八条東三丁目 1 番1号

事業所 千葉県印西市中央北 1 丁目 3 番地 3

株式会社Sアセット

本 社 札幌市東区北八条東四丁目 1 番20号

株式会社S Ventures

本 社 札幌市東区北八条東四丁目 1 番20号

従業員の状況（2026年5月15日現在）

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,099名（1,696名）	4名（△13名）

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人数（8時間換算）を外数で記載しております。

主要な借入先の状況（2026年5月15日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社北海道銀行	4,137
株式会社みずほ銀行	2,739
株式会社商工組合中央金庫	1,049
株式会社青森みちのく銀行	843
株式会社りそな銀行	811

（注）上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

その他企業集団の状況に関する重要な事項

当社は、2026年6月19日開催の取締役会において、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるテラ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社が発行する普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社株式を非公開化することを企図していること並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

（注）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が公開買付けの対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって公開買付けの対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2026年5月15日現在）

- ① 発行可能株式総数 56,904,000株
- ② 発行済株式の総数 14,236,564株（うち自己株式456,289株）
- ③ 株主数 15,246名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 株	持 株 比 率 %
株式会社トミーコーポレーション	4,933,000	35.79
株式会社三原色	1,000,000	7.25
廣岡 聖司	656,400	4.76
米原 まき	478,100	3.46
株式会社青空商事	298,900	2.16
SDS従業員持株会	247,832	1.79
株式会社PALTAC	180,000	1.30
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH - PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT	99,600	0.72
株式会社商工組合中央金庫	90,000	0.65
高田 隆右	83,400	0.60

- (注) 1. 大株主の株主名及び持株数は、株主名簿に基づき記載しており、自己株式は上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数（13,780,275株）を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）4名に対し、譲渡制限付株式報酬として、2025年9月26日付で普通株式15,195株を交付しています。

(3) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 上記金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、新リース会計基準の導入に関する助言業務の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制

当社は「内部統制システム構築の基本方針」により、以下のとおり、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他会社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。取締役会はこの基本方針に基づき、運営され、適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、グループ倫理行動規範を制定し、当社グループの全ての取締役及び従業員が遵守すべき法令、定款及び社内規程のみならず社会的規範を遵守し職務を遂行するという行動原則を明示するとともに取締役及び従業員への周知徹底を図り、取締役及び従業員は、その行動原則に基づき、職務を遂行します。
- ② 当社は、倫理、法令、定款及び社内規程の遵守に関する活動を統括する組織として、統制委員会を設置するとともに、コーポレートガバナンスグループリスク・コンプライアンスチームを配置して、当社グループの倫理・法令遵守の推進にあたるものとします。
- ③ 当社グループは、グループ内部通報規程を制定し、当社グループの取締役及び従業員により、倫理、法令、定款及び社内規程の違反行為が行われた場合又は行われる恐れが生じた場合には、社内及び社外に設置した通報窓口に相談・通報することとし、当社は、グループ内部通報規程に関する運用の適正化及び公益通報者保護法に則り、通報、相談者の保護を行います。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行は、取締役会による相互監督及び監査等委員会による監査により、その適法性を確保します。取締役会は、原則として月1回開催し、取締役等から職務の執行の状況につき報告を求めるほか、適時、内部統制システムの整備及び運用状況について検討を加えるものとします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、その他重要な意思決定に関わる情報は、法令、定款及び社内規程に則り記録・保存管理され、取締役及び監査等委員が閲覧可能な体制を維持します。

(3) 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクの管理を統括する組織として、統制委員会を設置するとともに、当社グループのリスク管理の推進を図るためコーポレートガバナンスグループリスク・コンプライアンスチームを配置しております。
- ② コーポレートガバナンスグループリスク・コンプライアンスチームは、予測されるリスクをそのリスク要因に応じ、発生ひん度、影響の強弱等により分析及び評価した上、主要なリスクを抽出し、リスクマップの作成及びその管理の体制及び方法等について規程を整備し、関係する取締役及び従業員はこれを遵守するものとします。
- ③ 当社グループは、お客さまからの要望等を経営に生かすよう努めるものとし、これを放置することなく適切な措置を講じるものとします。
- ④ 内部監査室は、当社グループのリスク管理の状況について監査を実施し、その結果を取締役会に定期的にあるいは必要に応じて報告するものとします。
- ⑤ 当社グループは、グループ危機管理規程を制定し、不測の事態が発生した場合には代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限にとどめるものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 重要な業務執行の決定を行うための諮問機関として、代表取締役社長を議長とするグループ経営会議を定期的に開催し、迅速かつ慎重な審議により取締役会への答申を行うものとしします。
- ② 当社は、取締役会で各取締役の職務分担を決定し、役員規程を制定し、業務執行取締役の権限及び責任等を明確にし、業務執行の適正化を図るものとします。

(5) 当社及び当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、持株会社としてグループ会社の業務運営を管理監督するとともに、グループ全体の効率的な経営資源の配分を行い、グループ会社の業務の適正を確保するための体制整備を行います。
- ② 当社の内部監査室は、定期的又は必要に応じて内部監査を行い、監査の結果を当社の代表取締役社長、監査等委員会及び関係部署に報告する体制の整備を行います。
- ③ 当社は、グループ会社に対し、法令遵守、損失の危険の管理等の主要な内部統制項目につき、必要に応じ、内部統制システムの整備に関する助言・指導を行うものとします。
- ④ 内部監査室は、グループ会社の管理状況及び業務活動について内部監査を実施し、グループ会社の監査役と連携し、内部統制システムの整備を図るものとします。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する従業員として適切な人材を配置しております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、当該職務を行うにあたっては、監査等委員及び監査等委員会の指揮・命令のみに服し、取締役その他の従業員の指揮・命令は受けないものとします。
- ② 当該従業員に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査等委員及び監査等委員会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ① 取締役及び従業員は、以下の項目を定期的に監査等委員会に報告することとし、監査等委員は、取締役会、グループ経営会議その他重要な会議に出席して報告を受けるものとします。
 - イ. 取締役会決議事項・報告事項
 - ロ. 月次・四半期・半期・通期の業績、業績見通し及び経営状況
 - ハ. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ニ. 会社の経営又は業績及び業績見通しに重大な影響を及ぼす恐れのある事項
 - ホ. その他重要な稟議・決裁事項
- ② 取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとします。

(9) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底するものとします。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとします。
- ② 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的に意見交換及び情報交換を行うことで緊密な連携を図るものとします。
- ③ 監査等委員会は、内部監査室から内部監査の報告を受けるほか、定期的に会合を持ち、積極的に意見交換及び情報交換を行うことで緊密な連携を図るものとします。

(11) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

(12) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社グループでは、信頼性のある財務報告を重視し、財務報告の適正性を確保するために経理規程、経理規程細則等の規程を整備し、取締役及び従業員はこれを遵守するものとします。
- ② 当社グループでは、財務報告の適正性を確保するために、統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の推進にあたるものとします。
- ③ 当社グループでは、財務報告の適正性を確保するために、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価、必要な是正を行うこととします。

(13) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備の状況

- ① 当社グループは、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保するために、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨むことをグループ倫理行動規範に定め、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努めております。
- ② 当社グループは、反社会的勢力排除に向けた体制として、グループ反社会的勢力対応規程を定め、不当要求防止責任者を配置するとともにコーポレートガバナンスグループ法務チームが各部署と連携を図り、情報の収集・交換を行っております。また、反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、従業員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部門に任せることなく組織的な対応を行うこととします。また、不当要求が当社の不祥事を理由とする場合であっても、反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行うこととします。
- ③ 当社グループは、反社会的勢力による不当要求等の不測の事態に対処するため、カスタマーハラスメント対応ガイドラインなどを整備し、不当要求防止責任者講習や社内研修等において知識習得、社内周知を図るとともに、警察・暴力追放センター・顧問弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社は、社内規程やグループ倫理行動規範の整備を行うとともに、当社グループの従業員に対してコンプライアンスに関する社内研修を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に実施しております。また、グループ内部通報規程による相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

なお、当社は、2026年5月22日付「内部調査委員会の設置に関するお知らせ」で公表しましたとおり、当社子会社において法令に基づく継続的研修（一般用医薬品販売業者等（薬局開設者・店舗販売業者・配置販売業者）に対し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第15条の11の3第1項、第147条の11の3第1項及び第149条の16第1項に基づき、登録販売者に毎年度受講させることが義務付けられている研修をいいます。）にかかる不適切運用が確認された事案の発生を重く受け止め、内部調査委員会による調査を実施いたしました。当該調査結果を踏まえ、継続的研修の運用管理体制の見直し、研修受講状況のモニタリング強化及びコンプライアンス教育の充実等の再発防止策を策定し、その実施を進めております。

(2) リスク管理に対する取組み

当社は、リスク管理を統括する機関として統制委員会を設置しており、当該委員会において各部門及びグループ会社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有及びリスク管理に努めるとともに、リスクの具体的な対応方針を決定しております。

(3) 取締役の職務執行の適正性及び職務執行が効率的に行われることに対する取組み

取締役会は当期13回開催され、取締役及び監査等委員は重要な審議事項に対して活発な意見交換を行っております。社外取締役は、それぞれの見地からアドバイス、意見を表明し、監査等委員会と連携しながら取締役の業務執行に関して積極的に提言を行っております。

(4) 内部監査の実施に関する取組み

内部監査室は、事業年度内部監査計画に基づき、各部門及びグループ会社の業務に関する内部監査の実施及び内部統制体制のモニタリングを実施し、事業活動、業務の適切性、効率性を確保しております。監査結果は、取締役、経営幹部及び監査等委員会へ速やかに報告され、適宜の改善、フォローアップが行われております。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための取組み

監査等委員会は当期12回開催され、監査が実効的に行われるよう、監査等委員（常勤監査等委員を含む。）は、監査方針及び監査計画を十分協議の上策定し、社内の重要な会議に参加して情報収集を行うほか、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室との定期的な意見交換を実施しております。

連結貸借対照表

(2026年5月15日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	21,148	流 動 負 債	19,426
現 金 及 び 預 金	1,483	買 掛 金	10,131
売 掛 金	3,526	1年内返済予定の長期借入金	1,672
商 品	10,700	未 払 金	5,717
未 収 入 金	4,575	リ ー ス 債 務	318
未 収 還 付 法 人 税 等	3	未 払 法 人 税 等	306
そ の 他	858	未 払 消 費 税 等	40
固 定 資 産	24,005	賞 与 引 当 金	520
有 形 固 定 資 産	14,290	そ の 他	719
建 物 及 び 構 築 物	8,923	固 定 負 債	15,508
工 具 器 具 及 び 備 品	321	長 期 借 入 金	12,032
土 地	4,025	リ ー ス 債 務	1,205
リ ー ス 資 産	992	退 職 給 付 に 係 る 負 債	635
建 設 仮 勘 定	27	資 産 除 去 債 務	994
無 形 固 定 資 産	1,424	そ の 他	641
ソ フ ト ウ ェ ア	1,140	負 債 合 計	34,935
そ の 他	283	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	8,290	株 主 資 本	10,068
投 資 有 価 証 券	704	資 本 金	1,003
敷 金 及 び 保 証 金	6,033	資 本 剰 余 金	2,109
繰 延 税 金 資 産	1,113	利 益 剰 余 金	7,278
そ の 他	449	自 己 株 式	△323
貸 倒 引 当 金	△11	その他の包括利益累計額	38
資 産 合 計	45,153	その他有価証券評価差額金	△41
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	28
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△63
		退職給付に係る調整累計額	115
		非 支 配 株 主 持 分	111
		純 資 産 合 計	10,218
		負 債 純 資 産 合 計	45,153

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2025年 5 月16日から
2026年 5 月15日まで)

科 目								金 額	
売上高	100,571								
売上原価	74,460								
売上総利益	26,110								
販売費及び一般管理費	24,651								
営業外収益	1,458								
受取利息及び配当金	24								
助成金	34								
その他	20								
営業外費用	78	157							
支払利息	239								
支払手数料	3								
その他	21	264							
経常利益	1,351								
特別利益									
固定資産売却益	43								
投資有価証券売却益	4								
関係会社株式売却益	24	73							
特別損失									
固定資産除却損	14								
投資有価証券評価損	43								
店舗閉鎖損	453								
店舗閉鎖損	75	586							
税金等調整前当期純利益	837								
法人税、住民税等調整額	455								
法人税	△37	418							
当期純利益		419							
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△15							
親会社株主に帰属する当期純利益		434							

— 24 —

連結株主資本等変動計算書

(2025年 5 月16日から
2026年 5 月15日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	1,003	2,107	6,982	△337	9,754
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△137		△137
親会社株主に帰属する当期純利益			434		434
自己株式の処分		2		13	16
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	2	296	13	313
当 期 末 残 高	1,003	2,109	7,278	△323	10,068

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当 期 首 残 高	3	13	△64	88	40	126	9,922
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△137
親会社株主に帰属する当期純利益							434
自己株式の処分							16
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△44	15	0	26	△1	△15	△17
連結会計年度中の変動額合計	△44	15	0	26	△1	△15	296
当 期 末 残 高	△41	28	△63	115	38	111	10,218

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 7 社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社サッポロドラッグストアー
Create株式会社
株式会社リージョナルマーケティング
GRIT WORKS株式会社
台湾札幌薬粧有限公司
株式会社Sアセット
株式会社S Ventures

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称及び持分法を適用しない理由

株式会社エゾデン

(持分法を適用しない理由)

株式会社エゾデンは小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

また、北海道MD機構株式会社につきましては、当連結会計年度において株式を全部売却したことにより、持分法を適用しない関連会社から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社リージョナルマーケティング、GRIT WORKS株式会社の決算日は4月末日であります。また、台湾札幌薬粧有限公司の決算日は2月末日となっております。

連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用しております。

但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの
市場価格のない株式等

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。
但し、投資事業有限責任組合への出資については、当該組合の財産の持分相当額を計上しております。

ロ. 棚卸資産

商 品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～39年
工具器具及び備品	3年～15年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	金利スワップ取引
ヘッジ対象	借入金利息

- ハ. ヘッジ方針
- 当社は、リスク管理に関する社内規程に基づき、金融債務に係る将来の金利リスクを効果的に回避する目的で、金利スワップ取引を行うこととしており、投機目的の取引は行わない方針であります。
- 二. ヘッジ有効性評価の方法
- ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
- ⑤ 収益及び費用の計上基準
- 当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主にドラッグストア事業、インバウンド事業、調剤事業において対価の受領と引き換えに商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一定時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して、充足されると判断し、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。
- 他社が運営するポイント制度に基づき商品販売時に顧客に付与するポイント相当額については、取引価格の算定にあたって、第三者のために回収する額と判断し、純額で収益を認識しております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務の額を計上しております。なお、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ロ. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 株式会社サッポロドラッグストアにおける店舗固定資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

株式会社サッポロドラッグストア店舗における金額

有形固定資産 13,114百万円、減損損失 448百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(イ) 算出方法

株式会社サッポロドラッグストアでは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、各店舗の営業損益が継続してマイナスになった場合、固定資産の時価が著しく低下した場合、店舗閉店の意思決定をした場合等に減損の兆候を把握しております。当連結会計年度において減損の兆候を識別した店舗の有形固定資産については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産の帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は使用価値により測定し、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。将来キャッシュ・フローの見積りに基づく評価額がマイナスの場合は零として算定しております。

(ロ) 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りににおける主要な仮定は、取締役会において承認された事業計画に基づく将来売上予測、売上総利益率及び販売費及び一般管理費の将来予測であります。将来売上予測については、営業年数や過年度の実績等を踏まえ、一定率で成長又は遞減すると仮定しております。また、売上総利益率及び販売費及び一般管理費については、過年度の実績等を基礎として予測しております。

(ハ) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに用いている主要な仮定は、最善の見積りを行ったものでありますが、将来の経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、新たに減損損失が発生する場合があります。

(2) 非上場株式の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（関係会社株式を除く非上場株式） 633百万円、投資有価証券評価損 64百万円

(注) 投資有価証券評価損は連結損益計算書上、営業外費用に21百万円、特別損失に43百万円がそれぞれ含まれております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

スタートアップ企業を含む市場価格のない株式等である非上場株式への投資は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときに、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を計上しております。実質価額は通常、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額として算定しておりますが、投資先の超過収益力を反映して1株当たり純資産額に比べて相当程度高い価額で取得し超過収益力が期末日まで毀損していないと認められる非上場株式は、超過収益力を反映

して株式の実質価額を算定しております。

なお、投資時に認識した超過収益力の毀損の有無については、投資時及び直近の事業計画の達成状況や事業計画における研究開発等の進捗状況、資金調達の状況等を総合的に勘案して判断しております。当該投資先の超過収益力等を含む実質価額が著しく下落した場合には翌連結会計年度において評価損を計上する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 13,159百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

地域	用途	種類
北海道	15店舗	建物等

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。

閉店を決定した店舗や営業活動から生ずる利益が継続してマイナスとなっている店舗について、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。回収可能価額の算定は、使用価値によっております。なお、使用価値は将来キャッシュ・フローの見積りに基づく評価額がマイナスであるため零として算定しております。

その内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	222百万円
工具、器具及び備品	16百万円
土地	23百万円
リース資産	186百万円
ソフトウェア	4百万円
計	453百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,236,564株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年8月7日 定時株主総会	普 通 株 式	137	10.00	2025年5月15日	2025年8月8日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程にしたがい、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されており、市場価格のないものは当該企業の事業の状況等により、減損リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

保証金及び敷金は、主に店舗の賃借に係るものであり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、差入先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化に回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金に係る金利の変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動に対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であ

り、投機的な取引は行わない方針であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程にしたがっており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っております。ヘッジの有効性評価の方法については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項④重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などによりリスクを管理しております。

なお、借入金の一部には、財務制限条項が付されており、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年5月15日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
① 投資有価証券	66	66	－
② 敷金及び保証金 貸倒引当金（※1）	6,033 △11		
	6,021	4,916	△1,105
資 産 計	6,088	4,983	△1,105
③ 長期借入金（※2）	13,704	13,652	△51
負 債 計	13,704	13,652	△51
デリバティブ取引（※3）	41	41	－

（※1）敷金及び保証金は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	395
組合出資金（※1）	242

（※1）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- | | |
|---------|--|
| レベル1の時価 | 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価 |
| レベル2の時価 | 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価 |
| レベル3の時価 | 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 |

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	66	－	－	66
デリバティブ取引				
金利関連	－	41	－	41
資産計	66	41	－	108

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金及び保証金	－	4,916	－	4,916
資産計	－	4,916	－	4,916
長期借入金	－	13,652	－	13,652
負債計	－	13,652	－	13,652

(注) 時価の算出に用いた時価評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は市場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関からの提示価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積もりした保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。なお、保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結計算書類 計上額
	リテール 事業	マーケティング事業	アセット 事業	計				
売上高								
ドラッグストア	85,181	—	—	85,181	—	85,181	—	85,181
インバウンド	6,701	—	—	6,701	—	6,701	—	6,701
調剤	5,191	—	—	5,191	—	5,191	—	5,191
マーケティング	—	190	—	190	—	190	—	190
決済サービス	—	1,554	—	1,554	—	1,554	—	1,554
その他	601	—	141	742	179	921	—	921
顧客との契約から生じる収益	97,675	1,744	141	99,561	179	99,740	—	99,740
その他の収益	766	—	63	830	—	830	—	830
外部顧客への売上高	98,442	1,744	204	100,392	179	100,571	—	100,571
セグメント間の内部売上高又は振替高	45	346	—	392	20	412	△412	—
計	98,488	2,091	204	100,784	199	100,983	△412	100,571

(注) 当連結会計年度より「アセット事業」について、量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。また、「その他の収益」は、「リース取引に関する収益認識基準に基づく収益等で、「顧客との契約から生じる収益」と区分して記載しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための基礎となる情報

当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報は重要性が乏しいため注

記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	733円46銭
(2) 1株当たり当期純利益	31円55銭

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2026年6月19日開催の取締役会において、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるテラ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社が発行する普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社を非公開化することを企図していること並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。詳細につきましては、2026年6月19日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」をご覧ください。

（注）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が公開買付けの対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって公開買付けの対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

1. 公開買付者の概要

(1) 名称	テラ株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 富井 正浩
(4) 事業内容	当社株式を取得及び所有すること
(5) 資本金	500円
(6) 設立年月日	2026年4月16日
(7) 大株主及び持株比率	ルナ株式会社 100.00%
(8) 当社と公開買付者の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年6月22日（月曜日）から2026年8月3日（月曜日）まで（30営業日）
買付け等の価格	普通株式1株につき、金1,220円（注1）
買付予定数の上限	—（株）
買付予定数の下限	4,165,800（株）（注2）

（注1）本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格を総称して、以下「本公開買付価格」といいます。

（注2）当該「買付予定数の下限」について買付け等を行った場合における公開買付者の買付け等後の株券等所有割合（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号。その後の改正を含みます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。）は66.67%（小数点以下第三位を四捨五入）となります。なお、株券等所有割合の計算においては、当社が2026年6月19日付で公表した「2026年5月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2026年5月15日現在の当社の発行済株式総数（14,236,564株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（456,289株）を控除した株式数（13,780,275株）に係る議決権の数（137,802個）を分母として計算しております。また、当該「買付予定数の下限」について買付け等を行った場合における買付け後の株券等所有割合を、当社が2025年12月22日に提出した第10期中半期報告書（以下「当社半期報告書」といいます。）に記載された2025年11月15日時点の総株主等の議決権の数（137,712個）を分母として計算した場合には、66.71%（小数点以下第三位を四捨五入）となります。本日現在における当社の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の当社の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2025年11月15日時点の総株主等の議決権の数が当社が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、当社半期報告書に記載された同日時点の総株主等の議決権の数（137,712個）を分母として用いております。

貸借対照表

(2026年5月15日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	111	流 動 負 債	294
現 金 及 び 預 金	79	短 期 借 入 金	100
そ の 他	31	未 払 金	48
固 定 資 産	8,880	未 払 費 用	64
有 形 固 定 資 産	0	未 払 法 人 税 等	53
器 具 備 品	0	未 払 消 費 税 等	24
無 形 固 定 資 産	6	そ の 他	3
商 標 権	6	負 債 合 計	294
投 資 そ の 他 の 資 産	8,874	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	455	株 主 資 本	8,694
関 係 会 社 株 式	8,381	資 本 金	1,003
繰 延 税 金 資 産	36	資 本 剰 余 金	7,427
資 産 合 計	8,991	資 本 準 備 金	253
		そ の 他 資 本 剰 余 金	7,173
		利 益 剰 余 金	587
		そ の 他 利 益 剰 余 金	587
		繰 越 利 益 剰 余 金	587
		自 己 株 式	△323
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2
		純 資 産 合 計	8,697
		負 債 純 資 産 合 計	8,991

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年 5 月16日から
2026年 5 月15日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
営	業	収	益					1,083
営	業	費	用					789
営	業	外	収	利	益			293
受	取	の	利	息	他	0		
そ						5		5
営	業	外	費	用				
支	払		利	息	他	0		
そ			の			16		17
経	常	利	益					282
特	別	利	益					
関	係	会	社	株	式	売	却	益
						24		24
税	引	前	当	期	純	利	益	306
法	人	税、	住	民	税	及	び	事
法	人	税	等	調	整			額
						70		66
						△3		
当	期	純	利	益				240

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年 5 月16日から
2026年 5 月15日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,003	253	7,171	7,424	485	485
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当					△137	△137
当 期 純 利 益					240	240
自 己 株 式 の 処 分			2	2		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	2	2	102	102
当 期 末 残 高	1,003	253	7,173	7,427	587	587

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等	
当 期 首 残 高	△337	8,575	4	4	8,579
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△137			△137
当 期 純 利 益		240			240
自 己 株 式 の 処 分	13	16			16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△1	△1	△1
事業年度中の変動額合計	13	118	△1	△1	117
当 期 末 残 高	△323	8,694	2	2	8,697

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

但し、投資事業有限責任組合への出資については、当該組合の財産の持分相当額を計上しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。

無形固定資産 定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社の当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金になります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することを履行業務として認識しております。当該履行業務は時の経過に連れて充足されることから、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

非上場株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（関係会社株式を除く非上場株式）455百万円 投資有価証券評価損 16百万円

（注）投資有価証券評価損は損益計算書上、営業外費用に16百万円含まれております。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記(2)非上場株式の評価」に記載しているため、記載を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3百万円
--------------------	------

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	22百万円
--------	-------

短期金銭債務	163百万円
--------	--------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業収益	1,083百万円
-----------	------	----------

	その他の営業取引高	412百万円
--	-----------	--------

	営業取引以外の取引高	0百万円
--	------------	------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	456,289株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払株主優待経費の否認等によるものであります。

7. 関連当事者との取引に関する注記
 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注) 4	科 目	期末残高
子会社	株式会社サッポロドラッグストア	所有 直接100%	経営指導	経営指導料受取(注)1	940	-	-
			役員の兼任	出向者受入(注)2	357	未払金 未払費用	30 32
			資金の借入	資金の借入	200	短期借入金	100
				資金の返済	300		
				利息の支払(注)3	0		

- (注) 1. 経営指導料については、双方協議の上、合理的に決定しております。
 2. 株式会社サッポロドラッグストアが支給した出向者人件費について、実費精算を行ったものであります。
 3. 借入の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 4. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

8. 収益認識に関する注記
 (顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	631円14銭
(2) 1株当たり当期純利益	17円44銭

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月2日

サツドラホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴本 岳志

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 竹田 菜月
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サツドラホールディングス株式会社の2025年5月16日から2026年5月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サツドラホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年6月19日開催の取締役会においてテラ株式会社による会社の普通株式に対する公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月2日

サツドラホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴本 岳志

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 竹田 菜月
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サツドラホールディングス株式会社の2025年5月16日から2026年5月15日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年6月19日開催の取締役会においてテラ株式会社による会社の普通株式に対する公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年5月16日から2026年5月15日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画、職務の分担等に従い、取締役及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載されている子会社における登録販売者継続的研修の不適切運用事案
に関し、監査等委員会は、決算日以降に実施された内部調査の状況や再発防止策の策定等の
対応が適切に行われていることを確認しております。今後の改善プロセスの運用状況につい
ては、引き続き注視してまいります。

2026年7月2日

サツドラホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 成 田 眞 弘 ㊞

監 査 等 委 員 山 本 明 彦 ㊞

監 査 等 委 員 河 野 宏 子 ㊞

監 査 等 委 員 吉 井 一 浩 ㊞

(注) 監査等委員成田眞弘、山本明彦、河野宏子及び吉井一浩は、会社法第2条第15号及び
第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上